

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	遠別町

## 遠別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 遠別町経済課農政係  
所在地 天塩郡遠別町字本町 3 丁目 3 7 番地  
電話番号 0 1 6 3 2 - 7 - 2 1 4 6  
F A X 番号 0 1 6 3 2 - 7 - 3 6 9 5  
メールアドレス nousei@town.embetsu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、タヌキ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ヒグマ、トド
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	遠別町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稲	11.1ha 1,008千円
	大豆	1.0ha 324千円
	小豆	1.0ha 489千円
	ビート	1.7ha 1,031千円
	馬鈴薯	0.9ha 198千円
	金時	0.1ha 44千円
	小麦	9.8ha 2,833千円
	デントコーン	6.0ha 300千円
	牧草	180.0ha 1,444千円
アライグマ	とうもろこし	0.1ha 82千円
	スイートコーン	0.5ha 457千円
	スイカ	0.4ha 300千円
	ロールパックサイレージ	21.9ha 743千円
キツネ	スイートコーン	0.2ha 45千円
タヌキ	-	- ha 0千円
ハシボソガラス・ハシブトガラス	メロン	0.2ha 160千円
	南瓜	1.6ha 24千円
	デントコーン	0.6ha 32千円
キジバト	大豆	0.3ha 42千円
	小豆	0.3ha 60千円
	デントコーン	0.4ha 21千円
ヒグマ	ビート	0.6ha 363千円
トド	漁具（底建網）	なし

(2) 被害の傾向

エゾシカ	町内一円で出没しており、春から秋にかけて被害が多い傾向にある。電気牧柵の設置は進んでいるものの、破壊して侵入されるケースもある。林野周辺の農地や牧草地での食害や田の畦畔等の農地の踏み荒らしが拡大している。
アライグマ	捕獲数は増加しているが、頭数の減少傾向は見られない。被害の種類に関しては、とうもろこしやメロン等の被害がある。近年は、牧草ロールの採食や穴あけ等による被害が拡大してきている。
ヒグマ	例年どおり民家付近や圃場周辺に出没しているため、継続して住民への被害防止及び情報提供など、迅速且つ事前対応を行っていく必要がある。
カラス類	牛舎やハウス内での被害が主である。
トド	近年、遠別町において、ほたての養殖が盛んになり底建網漁が減少しているため、被害は発生していない。
キツネ	キツネによる被害は、とうもろこしの食害が発生している。
タヌキ	タヌキによる、とうもろこし等の食害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和9年度)		備考 (軽減率)
エゾシカ	211.6ha	7,671千円	169.28ha	6,137千円	20%減
アライグマ	22.9ha	1,582千円	18.32ha	1,304千円	20%減
キツネ	0.2ha	45千円	0.18ha	40.5千円	10%減
タヌキ	—	0千円	—	0千円	—
ハシボソガラス・ハシブトガラス	2.4ha	216千円	1.92ha	204千円	20%減
キジバト	1.0ha	123千円	0.8ha	98.4千円	20%減
ヒグマ	0.6ha	363千円	0.0ha	0千円	100%減
トド	—	0千円	—	0千円	—

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカ、キツネ、カラス類については有害鳥獣駆除として猟友会に銃器・箱ワナによる駆除を依頼してきた。</p> <p>ヒグマについては農作物への被害及び住民への危害を防止するため、猟友会に依頼し銃器・箱ワナによる捕獲を行っている。</p> <p>アライグマについては、箱ワナによる捕獲を実施している。</p> <p>トドについては、遠別沖では一箇所にとどまっていなかったため、追払う事すら困難なため、底建網の投入時期を遅らすなどして各漁業者が対応している。</p>	<p>高齢化による猟友会会員の減少。担い手の確保に努める。</p> <p>エゾシカについては捕獲個体の処理に関する負担が大きい。</p> <p>アライグマについては、箱ワナの導入にかかる費用の助成をし、捕獲数増加を図る。</p> <p>トドについては、遠別沖に来遊するものが主にサハリンから春に来遊し、南下途中にどこで休息しているか解明されていないため、回遊調査などを行うことが必要と思われる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>トドを除くいずれの獣種についても、町内全域に生息し、一部の防護柵設置では効果があまり期待できず、また、費用等の問題もあり、設置に至っていない。</p> <p>エゾシカの被害防止として遠別町において農家への電気柵購入助成を実施し、個別での対応を行っている。</p>	<p>トドを除く対象鳥獣については、鳥獣被害を効果的に抑止するためには、防護柵を設置する総延長が少なくとも80kmに及ぶことから、費用・採算の面からも設置は難しいが、被害額増大の程度によっては、検討する必要がある。</p> <p>トドについては、底建網漁が減少し被害は発生していないため必要に応じて、追い払い活動により対応していく。</p>

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の効率化のためワナの導入を積極的に行う他、被害程度によっては、防護柵の設置も検討する。</li> <li>・ 春の一斉捕獲活動を実施し、エゾシカの捕獲を行う。</li> <li>・ 鳥獣の侵入防止のための取り組みを行う。</li> <li>・ 捕獲人員確保のため狩猟免許等取得に掛かる経費の助成を行う。</li> <li>・ ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用を図る。</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 遠別町鳥獣被害対策実施隊による捕獲。
- ・ 遠別猟友会会員を対象鳥獣捕獲員に指名、または任命している。
- ・ 警戒心の強い個体や、散弾銃などでは射程が届かない場所で畑を荒らす個体がいるため、射程が長く威力も高いライフル銃を被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊員に所持させる必要がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度 ～ 令和9年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ タヌキ ハシボソガラス・ハ シブトガラス キジバト	箱ワナ導入（ヒグマ・アライグマ・キツネ・タヌキ・カ ラス） 狩猟免許取得等に掛かる経費の助成 一斉捕獲（エゾシカ・カラス・キツネ・タヌキ・アライ グマ等）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p><b>【エゾシカ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の捕獲実績としては、3年間（R3～R5）で毎年計画頭数を捕獲しているが、被害額は減少しているものの捕獲頭数が目標達成しているにもかかわらず被害額の減少が少ないことから、800頭を捕獲目標と設定することにより、農業被害額の減少を図る。</li> <li>・2月～3月には一斉捕獲を実施し、捕獲目標達成を図る。</li> </ul> <p><b>【アライグマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の捕獲実績として、駆除による捕獲はアライグマ令和5年506頭であり、近年の捕獲頭数は増加している傾向にあるが被害額の目標達成が出来ていない状況にあるため捕獲目標を500頭とし、捕獲器の導入を行い、捕獲目標の達成を図る。</li> </ul> <p><b>【キツネ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の捕獲実績として、駆除による捕獲はキツネ20頭（R6）であり、被害額は横ばい。捕獲目標を30頭と設定する。</li> </ul> <p><b>【タヌキ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、タヌキの目撃が増加していることにより、目標頭数を20頭と設定する。</li> </ul> <p><b>【カラス等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の捕獲実績として、駆除による捕獲はカラス300羽であり、被害額の増減が流動的であることから、経過観察の意味も含めて例年並みの捕獲目標を設定する。</li> </ul> <p><b>【ヒグマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の捕獲実績として、駆除による捕獲は令和6年19頭で、農地や農道での目撃情報も多くなっているため、繰り返し出没する個体や、人身被害の恐れのある個体について、銃器・箱ワナによる駆除を行う。現在、当町においてはヒグマによる人身被害は発生していないが、民家や農地など人里での出没が多く人身被害が発生する恐れがあるので、問題個体に対しては捕獲する必要があるため、捕獲目標は30頭と設定する。</li> </ul>

【トド】

・生息数の減少を目指さないため捕獲目標数は定めない。基本的には追い払いを中心に行い、採捕については、北海道連合海区漁業調整委員会の委員会指示に基づいて行う。

北海道鳥獣保護管理計画を参考にし、周辺地域や猟友会から出現数や被害状況の聴き取りを行い、被害低減に必要な捕獲数として設定した。

また、ヒグマのワナ使用については、「出没が夜間の場合」等、銃器の使用が困難な場合に限るものとし、「鳥獣保護区」内では捕獲は行わないものとする。

ただし、やむを得ない場合は関係機関に協議し実施を検討する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	800	800	800
アライグマ	500	500	500
ハシブトガラス・ハシボソガラス	300	300	300
キジバト	20	20	20
ヒグマ	30	30	30
キツネ	30	30	30
タヌキ	20	20	20

捕獲等の取組内容

- ・「エゾシカ」「ヒグマ」 銃器・ワナを併用 (有害捕獲 通年)  
エゾシカについては春に一斉捕獲を実施。原則、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号」に規定される場所(鳥獣保護区等)を除く。
- ・「アライグマ」 銃器及び箱ワナ使用 (外来生物法 通年)
- ・その他 銃器及び箱ワナ使用 (必要に応じ)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

警戒心の強い個体や、散弾銃などでは射程が届かない場所で畑を荒らす個体がいるため、射程が長く威力も高いライフル銃を使用する必要がある。  
捕獲予定場所は遠別町一円とする。(但し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関

する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域を除く）。

捕獲手段は銃猟（散弾銃、ライフル銃等使用）。

捕獲の実施予定時期は通年。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

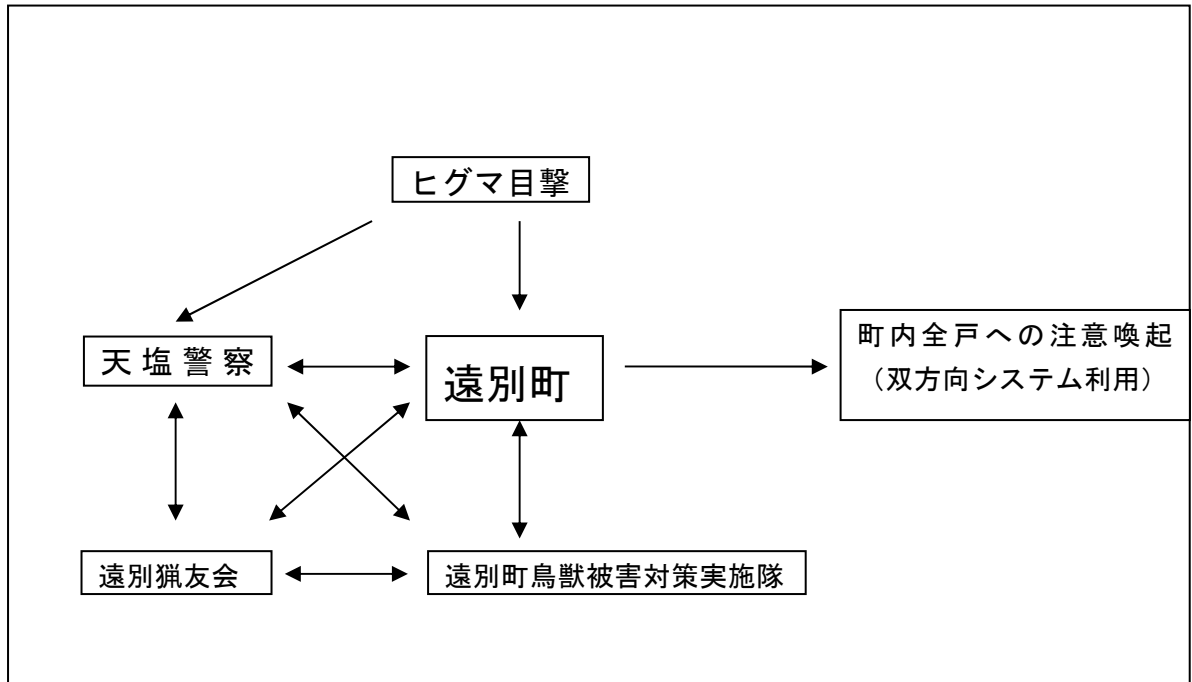
年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割(緊急時・平常時ともに)
天塩警察署	ヒグマ出没時の緊急パトロール、付近住民への注意喚起など
遠別町鳥獣被害対策実施隊	ヒグマ出没時の緊急パトロール、付近住民への注意喚起 緊急捕獲など
遠別猟友会	ヒグマ出没時の緊急パトロール、付近住民への注意喚起 緊急捕獲など
遠別町	上記関係機関への連絡、町内全戸への注意喚起(双方向システム利用) ヒグマ出没時の緊急パトロール、付近住民への注意喚起など

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

西天北クリーンセンターにての焼却処分、特例的な埋設処分、自家消費での処分を行う。  
 トドに関しては、自家消費での処分は一切認めない。  
 ヒグマに関しては、必要に応じ研究機関へ検体提供を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	遠別町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
遠別町	事務、情報把握
るもい農業協同組合遠別支所	事務、情報把握
遠別初山別森林組合	事務、情報把握
遠別猟友会	捕獲・環境等情報提供・被害防止対策の技術的助言
鳥獣保護員	生息状況・環境等情報提供・被害防止対策の技術的助言
留萌農業改良普及センター	情報把握、被害防止対策の助言
留萌北部森林管理署	情報把握、被害防止対策の助言
遠別漁業協同組合	情報把握、被害防止対策の助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道	生息状況・環境等情報提供、被害防止対策の技術的助言
天塩警察署	情報提供・緊急対応・技術的助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度設置 実施隊員 12名
----------------------

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--